弁護士体験（インターンシップ）講座申し合わせ

社会連携センター

１　目的

　弁護士体験講座は、弁護士事務所において弁護士業務を体験することを目的とする。

２　応募期間及び受講申込場所

　・期　　　　間　６月中旬～春学期授業終了日

　・受講申込場所　キャリアセンター就職課

３　受講対象学生

　　愛知学院大学学部生、同大学院生

４　受入人数

　　６名程度とする。ただし、応募者多数の場合は１０名を限度として受入れることとする。

５　受講申込方法

　　弁護士体験（インターンシップ）を希望する者は、所定の履歴書を、キャリアセンター就職課へ提出のうえ、申し込むこととする。

６　受入者の決定

　　提出のあった履歴書により選考し、法務支援センターから選考結果を申込者及びキャリアセンター就職課へ通知する。なお、１０名を超える申込みについては、履歴書に加え、抽選により選考するものとする。

７　実施期間

　８月下旬の３日間とする。いずれも、午前１０時から午後３時までとする。

８　弁護士事務所

　①　あすなろ法律事務所（名古屋市中区丸の内二丁目１番３７号

　　　　　　　　　　　　　エスパシオ丸の内３階）　　　　　　代表　國田　武二郎

　②　岩井羊一法律事務所（名古屋市中区丸の内二丁目１０番３０号　　　　　　　　　　　　　　　　インテリジェント林ビル４０１号）　代表　岩井　羊一

　③　浅賀法律事務所　　（名古屋市中区丸の内二丁目８番１１号

　　　　　　　　　　　　　セブン丸の内ビル４階）　　　　　　代表　浅賀　哲

９　受入条件

　①　法律の知識は不要であるが、積極的に弁護士の業務を体験するよう努める。

　②　事務所内では所内の規律に従う。

　③　研修に関して知り得た秘密については、研修中・終了後を問わず、その秘密を遵守する。誓約書の提出を条件とする。

　④　事務用品等の事務所内備品、電話、図書、パソコン（個人のパソコンも含む）、ファクシミリ等の使用については、事務所側の許可を受けなければならない。

　⑤　体験終了後に感想文を作成する。

１０　その他

　　　必要がある事項については別に定める。